

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 17 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カフシキガイシャ カタカナ 株式会社 ローマ字 ハナフサ
 住所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号
 代表者氏名 フリガナ ダイエイウトリシマリヤク カタカナ 代表取締役 ローマ字 コンドウ フリガナ ヒサヨシ カタカナ 近藤 久喜
 電話番号 06-6762-7001
 FAX番号 06-6761-8723
 メールアドレス hanafusa@8723.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	20	者
----------------	----	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 17 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ハ ナ フ サ

住 所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号

代表者氏名 代表取締役 コトウ ヒサヨシ 近藤 久喜



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
<small>フリガナ</small> 氏 名	<small>フリガナ</small> 氏 名
代表取締役 <small>コトウ ヒサヨシ</small> 近藤 久喜	
取締役 <small>フナコ ヒロフミ</small> 船越 浩史	
事業の範囲	上下水道並に衛生設備工事 管工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ハ ナ フ サ
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 542-0012 住所 大阪府中央区谷町七丁目5番9号 電話番号 06-6762-7001 F AX番号 06-6761-8723 メールアドレス hanafusa@8723.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
近藤 久喜 ユンドウ ヒサヨシ 船越 浩史 フナゴシ ヒロフミ 本西 宏吏 モトニシ ヒロシ 野村 健一 ノムラ ケンイチ 久高 健一 ヒサタカ ケンイチ 曾根川 雄基 ソネガワ ユウキ 大藤 隆正 オオトウ タカマサ	第112575号 第91625号 第115762号 第270505号 第292761号 第292760号 第290059号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 2 月 17 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	ビニールのこ 金切のこ 塩ビカッター パイプカッター 自動バンドソー	VC-42ED 各種 XB-180	14 2 13 3 2	
管の加工用の機械器具	塩ビ用面トリ やすり パイプねじ切器	円形型 半丸型 各種（1/2～5） REX80A、150A、N100A	2 2 3	
管の接合用の機械器具	プライヤー ガストーチ トルクレンチ パイプレンチ モンキーレンチ	250 ワンタッチ QL50N-MH 450 300	4 3 1 4 5	
水圧テスト ポンプ	自動テスター 手動テスター 脈動テスター	KY-20A T-50K	2 4 1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 2 月 17 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ハ ナ フ サ
住 所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号
代表者氏名 代表取締役 近 藤 久 喜



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府中央区谷町七丁目5番9号
株式会社ハナフサ

会社法人等番号	1200-01-087332	
商号	株式会社英商会	
	株式会社ハナフサ	平成10年 3月 2日変更
本店	大阪府中央区 (大阪府南区谷町七丁目5番9号)	昭和57年 2月 1日住居表示実施
	大阪府中央区谷町七丁目5番9号	平成16年10月29日修正
公告をする方法	官報に掲載して之をなす	
会社成立の年月日	昭和38年6月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道並に衛生設備工事 2. 電気製品の販売 3. 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業 4. 土木工事業、石工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業 5. 消防施設工事業、電気工事業 6. 建築物の設計及び工事監理 7. 損害保険代理業 8. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成18年 5月11日変更 平成18年 5月12日登記</p>	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

資本金の額	金2000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成25年 7月19日変更 平成25年 8月19日登記		
役員に関する事項	取締役	船越浩史 平成25年 7月19日重任 ----- 平成25年 8月19日登記	
	取締役	船越浩史 平成30年 7月20日重任 ----- 平成30年 8月10日登記	
	取締役	近藤久喜 平成25年 7月19日重任 ----- 平成25年 8月19日登記	
	取締役	近藤久喜 平成30年 7月20日重任 ----- 平成30年 8月10日登記	
	代表取締役	奈良市富雄北二丁目5番16号 近藤久喜 平成25年 7月19日重任 ----- 平成25年 8月19日登記	
	代表取締役	奈良市富雄北二丁目5番16号 近藤久喜 平成30年 7月20日重任 ----- 平成30年 8月10日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年 4月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 2月13日

大阪法務局
登記官

片山勝也



株式会社ハナフサ 定 款

平成25年7月19日 変 更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ハナフサと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道並に衛生設備工事
2. 電気製品の販売
3. 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業
4. 土木工事業、石工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業
5. 消防施設工事業、電気工事業
6. 建築物の設計及び工事監理
7. 損害保険代理業
8. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載して之をなす

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役の過半数の決定により定める株式取扱規程による。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席取締役が記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社が取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

令和 2 年 2 月 17 日

本定款は当会社の現行定款に相違ありません。

大阪市中央区谷町7丁目5番9号

株式会社 **ハナフサ**

代表取締役 近藤久喜



第一二二五七五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

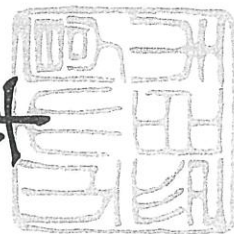
氏名 近藤 久喜

昭和四十七年一月二十七日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年十月二十七日

厚生大臣 宮下 創平



第九一六二五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

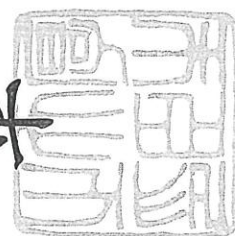
氏名 船越 浩史

昭和三十一年十一月二十一日生

水道法(昭和三十一年法律第百廿七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年九月十七日

厚生大臣 宮下 創平



第一一五七六二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

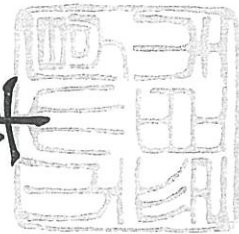
氏名 本西宏吏

昭和四十六年八月八日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年十一月十一日

厚生大臣 宮下 創平



第二七〇五〇五号

給水装置主任技術者免状

本籍 鹿児島県

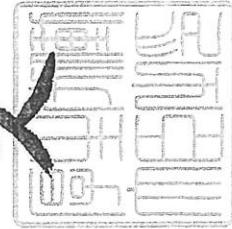
氏名 野村 健一

昭和五十一年二月二十九日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



第二九二七六一号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

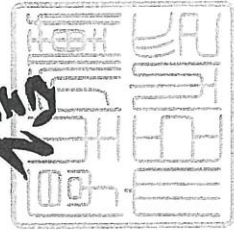
氏名 久高 健一

昭和五十四年十月九日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



第二九二七六〇号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

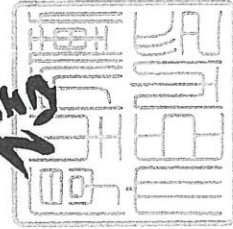
氏名 曾根川 雄 基

昭和六十二年十二月二十日生

水道法(昭和五十年法律第百七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第二九〇〇五九号

給水装置主任技術者免状

本籍 愛媛県

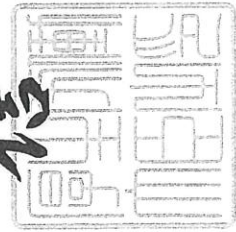
氏名 大藤 隆 正

平成二年四月六日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

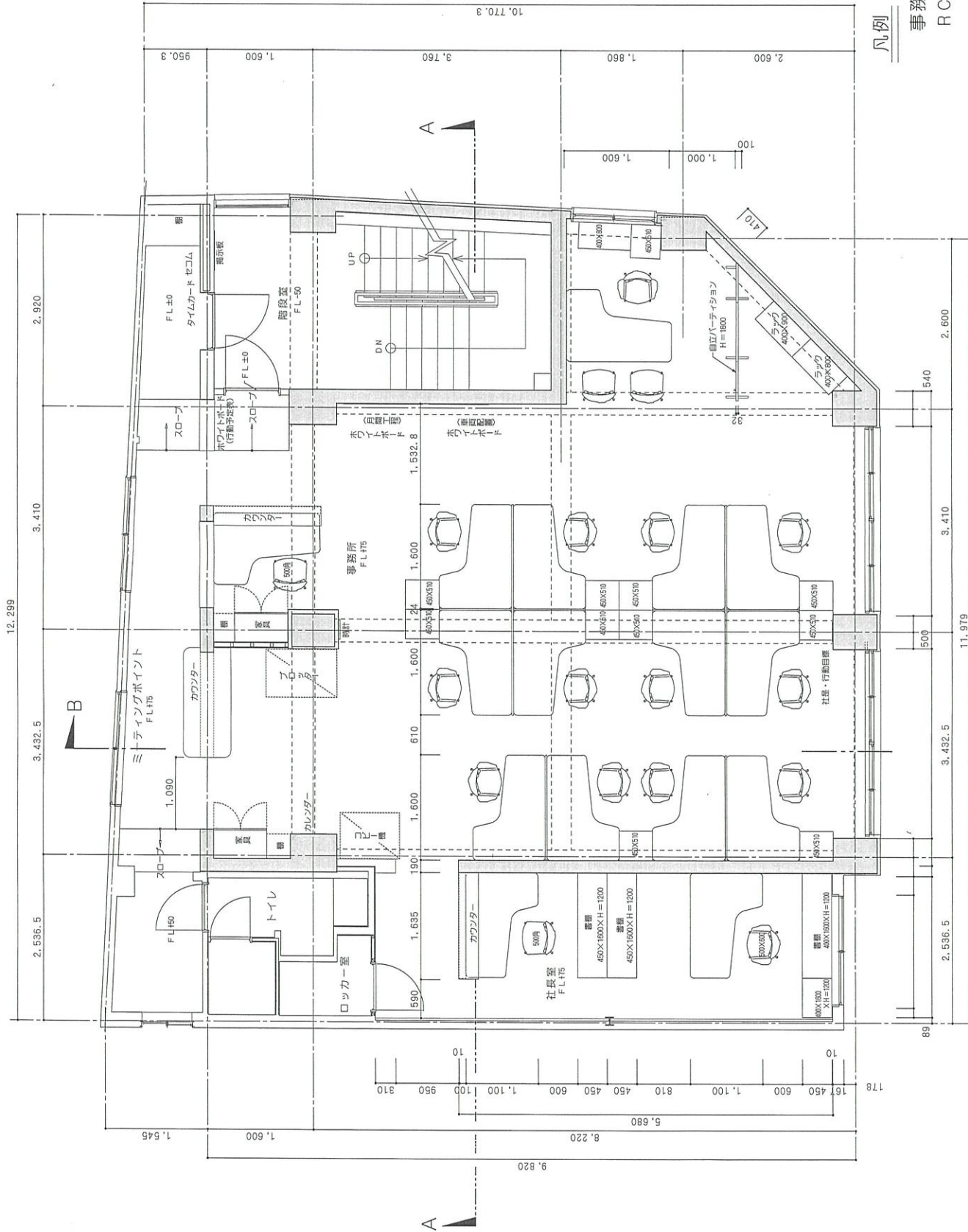
厚生労働大臣 加藤勝信



株式会社ハナフサ 位置図

大阪市中央区谷町七丁目5番9号





凡例

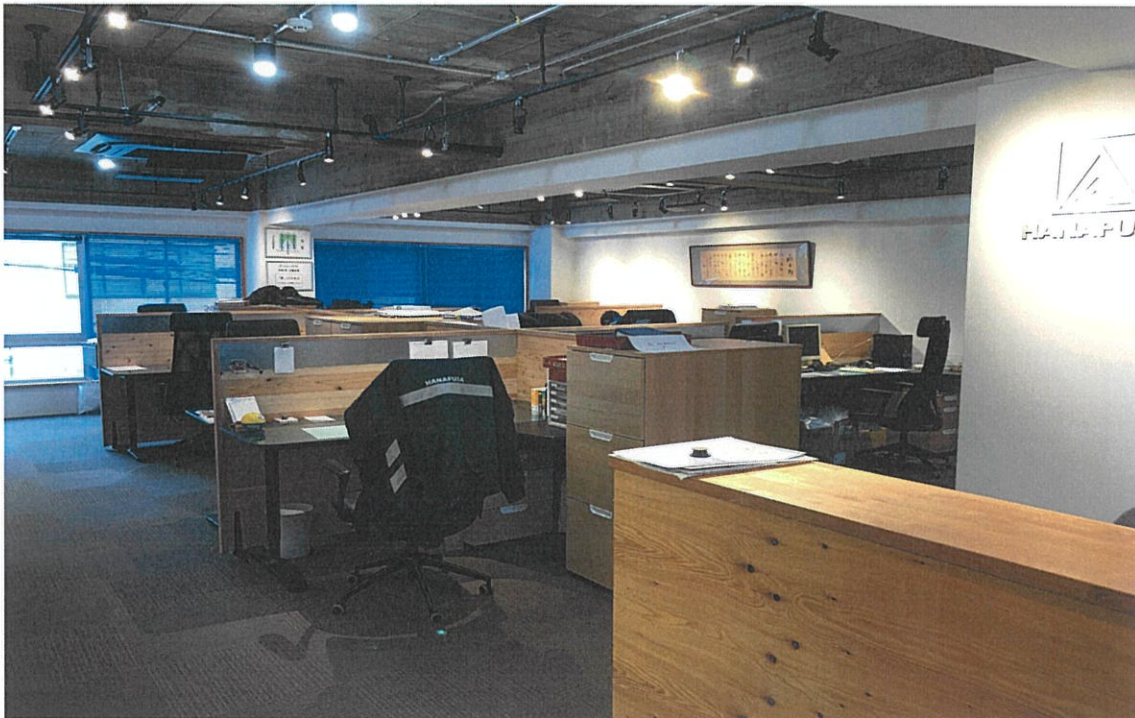
事務所 床 O Aフロアー
RC 天井・梁型・柱・壁塗装仕上

	株式会社 ハナフサ 一級建築士事務所 大阪府知事 (イ) 第2174号 管理者 一級建築士登録番号 第103319号 大分 県 省	DATE H.30. 12. 10. DRAWING 32ALL 1/60	TITLE 株式会社 各階リフォーム工事 2階 竣工平面図
	12.299		

株式会社ハナフサ 外観



株式会社ハナフサ 室内



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 17 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カシキガイシャ}株式会社 ^{ハナフサ}ハナフサ
 住所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ダイエョウトリシマリヤク}代表取締役 ^{コドウ}近藤 ^{ヒサヨシ}久喜
 電話番号 06-6762-7001
 FAX番号 06-6761-8723
 メールアドレス hanafusa@8723.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 2 月 17 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ハナフサ

住 所 大阪市中央区谷町七丁目5番9号

代表者氏名 代表取締役 近藤久喜



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ハナフサ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
近藤 久喜 コンドウ ヒサヨシ	第112575号	
船越 浩史 フナゴシ ヒロフミ	第91625号	
本西 宏吏 モトニシ ヒロシ	第115762号	
野村 健一 ノムラ ケンイチ	第270505号	
久高 健一 ヒサタカ ケンイチ	第292761号	
曾根川 雄基 ソネガワ ユウキ	第292760号	
大藤 隆正 オオトウ タカマサ	第290059号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一二五七五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

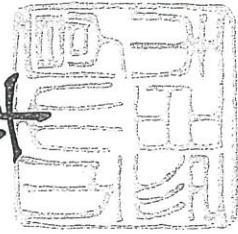
氏名 近藤 久喜

昭和四十七年一月二十七日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年十月二十七日

厚生大臣 宮下 創平



第九一六二五号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

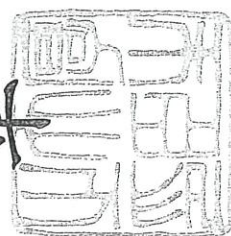
氏名 船越 浩史

昭和三十一年十二月二十一日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年九月十七日

厚生大臣 宮下 創平



第一一五七六一号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

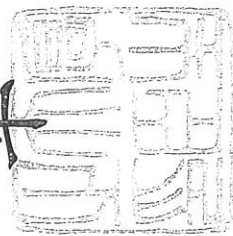
氏名 本西宏史

昭和四十六年八月八日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年十一月十一日

厚生大臣 宮下 創平



第二七〇五〇五号

給水装置主任技術者免状

本籍 鹿児島県

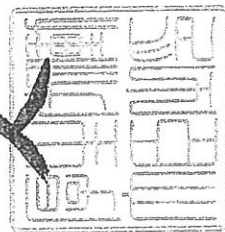
氏名 野村 健一

昭和五十一年二月二十九日生

水道法(昭和三十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



第二九二七六一号

給水装置責任技術者免状

本籍 大阪府

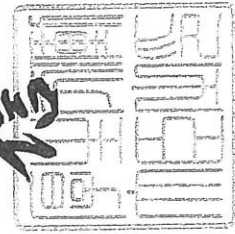
氏名 久高 健一

昭和五十四年十月九日生

水道法(昭和五十年法律第百七号)の
規定により給水装置責任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



第二九二七六〇号

給装盟主兼技術者免状

本籍 大阪府

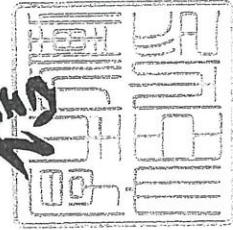
氏名 曾根川 雄 基

昭和六十二年十二月二十日生

水道法昭和五十九年法律第百七十五号の
規定により給装盟主兼
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



第二九〇〇五九号

給装置事主任技術者免状

本籍 愛媛県

氏名 大藤 隆 正

平成二年四月六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝 信

